

天皇帝国の構造——寄せ場からの照射

——一九二〇—三〇年代。経済的側面——

松 沢 哲 成

はじめに

天皇制でも、(日本)帝国主義でもなくて、《天皇帝国》と名付けたいのである。一部の論者の、ためにする議論にへつらつて、その二つの概念は日本に当てはまらないと言いたいからではない。それが天皇帝国たることは、宗教権威・政治権力兼備の天皇を冠とした搾取—抑圧—侵略を旨とする階級支配の社会体制が、この日本列島の、おそらく始源から今日に至るまで存続し続けてきた、という紛れもない事実に基づくものである。⁽¹⁾

もちろん、その長い汚辱に満ちた歴史には、それぞれ特徴的な段階、あるいは大きな画期といったものが、あつたに違いない。しかし、それをいままさらながら、古代的専制ないし奴隸制、中世的または近世的封建制、近代資本主義の各社会体制というふうに分けて呼んでみると

天皇帝国の構造——寄せ場からの照射

ところで、何事かを規定したことはならない。歴史研究者に負わされた課題は、おそらく、それぞれの画期と段階の中で、多数を占める普通の人々と支配・権力を握り振るう少数者の間に、実際にはどのような関係があつたのか、を説得的に説明し切ること。そしてまた、その関係はどういうふうに、どのようなことを原因として変化したのか、あるいはしなかつたのか——その謎と秘密を解き明かすことにあるのであろう。

もちろん、課題は重く、そして大である。また、長期的視野を必要とする。ここでは、そうした超長期的の射程と背景の中で、しかしながら二〇から三〇年代にはつきりと焦点を合わせて、この、もうひとつのリヴァイアサンたる《天皇帝国》の「神秘」に迫る、ささやかな試みをなそうとするものである。

序 章 一九二〇—三〇年代寄せ場を困む情景

「満州国」時代、労務管理「理論」で悪名を馳せた武居郷一は、一九三四年、「支那出稼移民の入滿制限」と「満州に於て必要とする労働力」の「内鮮滿人より」の調達とにより「満州の天恵的資源を開発し、其処に滿蒙方化を建設」すべきである、そのためには何よりも日本「国内労働の一般事情を究め」なければならぬとして、「我国に於ける日傭労働者の現状」なる一文を著した⁽²⁾。東京府・市、大阪府・市、北海道など刊行の文献資料や「昨秋実地調査の結果」を用いた、この時点における彼らなりの総括、とも言うべきものである。日傭労働者の定義、史的変遷、分類などを東京市社会局編『自由労働者に関する調査』（一九二三年）などに依りつつまとめており、なかなか興味深い論点多多⁽³⁾。ここでは、その中からいくつか取り上げ考察の前提としたい。それですまず日傭労働者数であるが、次のようにまとめられている。

	総 数	男	女
一九二〇年一〇月一日 第一回国勢調査	四四一、四四八名	三・七%	三・三%
一九三一年六月 内務省社会局調査	一、九六三、三六四名 (内約一五万名が登録)		
一九三三年六月末 同右	二、〇〇八、五三八名		

これらは二〇歳代後半が最多、「農民の離村者」が大部分で、出身を本籍でみると朝鮮人が全体の四分の一を占めており、それは二位の東京の三・七倍にも当たるとい⁽⁴⁾。したがって、日傭労働者について研究するためには、在日朝鮮人について一定検討を加えねばならないのである。これは我々が今後検討すべき第一の課題に他ならない。

ところで、この武居論文のもっとも力を入れているのは、労働者の就労過程、傭上方法、賃金の支払、労働者の生活状態、そして就労先で、同文全体の約半分をそれらのために費やしている。以下、重要部分を摘記しておく。

A、就労過程⁽⁵⁾——①登録労働者、②部屋人夫、③その他、の各場合に分けられるが、④「移動紹介」と呼ばれ契約で地方など遠方へ行く場合、が特別に一項目として取り上げられている。

①の場合、労働者は普通午前五—五時半頃特定の職業紹介所に行き「労働者溜場」で待つ。労働手帳の番号順に呼ばれるから、自分の番のところ「紹介票」を貰い、「現場」に行く。一日の仕事が終わったら「出勤証明書」を受け取り、また紹介所に行き賃金の立替払いを受ける。ただし例外的に、「顔付」（東京の言い方）または「指名」（同大阪）人夫というのがあって、これは「一般登録者のごとく毎日紹介所の門をくぐらずに現場へ直行する」のだという。（以上は現在の「現金」「直行」とまったく同じ、と断定してよいであろう）。

②は、「親方の宿舍に起臥し、親方の指揮に従って強制労働に従事し飯場生活を続けて居る」人夫を指す。「前借募集人夫即ち俗に謂ふタコ人夫」などはその代表的なものであるが、中でも「人夫頭」ないし「親方」の悪辣なそれは「謂所監獄部屋」などとして知られている、ということ。これは、我々の言葉でいえば、親方制度もしくは納屋制度、と呼ぶことが出来るものである。

その場合の賃金問題、すなわち「所謂人夫供給ブローカー」による「労銀の頭刎」が特に詳しく紹介されている。これにも二種あつて、一つは下請けの重層化の中で、もう一つは、同業者間での労働者のたらい回しの過程で、である。

③その他、が我々の言う固有の寄せ場労働者であつて、改めて言うまでもなく「所謂労働市場に朝早くから集つて人夫供給業者の来るのを待っている」「登録労働者或は部屋人夫でないもの——登録労働者でもその日にアブレた者は同様である——」を指している。この寄せ場つまり路上における日雇労働市場は、当時において大体のところ、「作業現場付近」「公益労働紹介所付近」「木賃宿部落付近」「無料或は簡易宿泊所付近」に開かれるとされていた。後二者は、日雇労働者の生活拠点という意味では、現代の用語で言う「ヘドヤ街」とほぼ同義であり、総じて、労働市場たる寄せ場の立つ場所の種別も現在とまったく変わらない。

東京地方職業紹介事務局「東京市内日傭労働者集合状況調」（一九三三年八月一五日調査実施）による寄せ場の状況は、以下のようになつていた。

集合場所	集合人員	就業人	不就業者	失業率	備考
浅草区汨橋電車停留所前	一二〇	三〇	九〇	七五%	普通の状態に於ける集合人員 一一〇〜五〇名
深川区一木橋付近	七〇	五	六五	九〇	同二〇〇〜三〇〇名(祭礼のため集合人員少し)
深川公園	一〇	一	九	九〇	同二〇〜四〇名 (〃)
坂本公園	四四	八	三六	八一	同四〇余名
本所区東駒形四丁目	一七〇	五〇	一二〇	七〇	同二〇〜三〇〇名
深川区富川町	二五	一	二四	九六	同二〇〜三〇〇名
芝区日之出町	一一〇	三〇	八〇	七五	上記と大体同様
四谷区旭町	四五	六	三九	八六	同五〇名前後
神田区三河町	二四	六	一八	七五	同三〇〜三五名
有楽橋	五〇	一三	三七	七四	同三〇〜五〇名
深川区進開・本村・三島橋付近	四四	二	四二	九五	上記と同様
下谷区三橋町省線ガード下	一三	七	六	四六	同右
浅草傳法院前	六	一	六	一〇〇	同五〜一〇名
合計	七四一	一五八	五八三	七八	

それでは、こういった寄せ場の実際の情景は、どのようなものであったろうか。

「労働者は概ね午前四時頃より集合し始め五時半乃至六時半頃が最も盛りである。仕事の関係にも依るがその求人者は集合人員に比して非常に少く従って日々『アブレ』るものも亦少くない。労働者達は仲間同志と雑談に耽りながら比較的永くその場所に居残り当ない求人者を待つて居る有様である。

集合者の中にはその場所に集まるのを目的にして居るもの、即ち、その場所に依って生活の道を見出して居るもの、労働紹介所の『アブレ』たもの、又は其日の紹介の順番に該当しなかったもの、或は仕事のある船着場又は人夫の供給を請け負ふ親方の許を歩き廻って愈々アブレたもの等である。

而して此処に集合する登録労働者は殆んど総てが家族者で、彼等は独身者に比し生活に余裕がないため、仮令僅かの賃金でも得たいといふ念願から集まって来るものであるといふ。

この種集合地に集まって居る日傭労働者のことを東京地方では俗に立ん坊と謂ひ、大阪方面では鮫鱈と謂つて居る。」

④は、要するに、遠方の飯場行きに他ならない。ここでは「昨今創設された」という「公益団体たる『北海道土工殖民協会』なるものが、興味深い。詳しいことは不明だが、いずれにせよ看板こそ「監獄

（部屋撲滅）を掲げているものの、これ自身が日雇労働者にタコ労働^⑥強制的な重労働を強いる組織であることは、疑いもない。

B、賃金であるが、ここでは、第一に、職業紹介法施行令第三条第二項で規定されていた、職業紹介所による労賃の立替払いが紹介されている。一九二二年神戸市が初めて実施して以来、官庁の仕事につき、三〇年代初めまでにはおおかたの主要都市で行われるようになったという。

C、生活状態。草間八十雄論文（『改造』一九三〇年二月号所収）、東京府社会課『無料宿泊所止宿者に関する調査』（三一年二月七日実施）、東京市社会局保護課『浅草公園を中心とする無宿者の調査』（三一年八月二三日実施）、青森地方職業紹介事務局調『昭和七年度管内漂泊労働者に関する調査』などを用いて一通りまとめている。すなわち、「東京市の板橋岩の坂、三河島の所謂千軒長屋、王子のトンネル長屋、大阪市の天王寺公園付近、神戸市の新川町」などを初めとした「有家族の日傭労働者街」の居住関係を中心とした生活状況、（無料）宿泊所に泊まつたりあるいは野宿したりしている独身者の職業・職種など、また仕事のない主として冬季の間中、北海道・樺太を漂泊し続ける「ルンペンの群」などについての概況が記されている。

また、深川区富川町の本賃宿や浅草区田中町簡易宿泊所に泊まっている労働者の「実感」が、若干書き留められている。ごく一例を左に

挙げておこう。

「浅草区田中町宿泊所 S・O 三三歳／昭和三年十一月九日／今日は泪橋から本所林町迄電車に乗る、吾妻橋で七八台電車を待った、時間まで仕事に行く人は労働者に限らないだらうが、アブレたらすぐ飯が食へなくなる、俺達労働者は仲々気が気でない、漸く仕事が終つて宿泊所へ帰つて来て自由に湯に入り自由に寝る時の愉快が自由労働者の幸福だと思つた、食物の選択も自由だが雨降りに濡れることの多いことや、仕事が少ない時に仕事の選択も出来ないことは可成り苦しみだ、今日はまづ幸福の方だ。」

「深川区富川町木賃宿大野屋 T・I 三〇歳／昭和三年十一月五日／……遠慮なく公布すれば現存の社会制度を大改革せなければならぬ……労働ブローカーを專業として居る者、又は請負業者……直接労力を供給する労働者の労銀の手数料が其紹介した手数料と申さうか、訳の解らない五割も七割も取られては全く労働者は浮かぶ瀬がない、斯くの如き油虫や寄生虫に等しき行為をして恥ない者が何れの社会にも殖へて来たことは物質文明の余弊であつて、誠に寒心に堪へないではないかと想ふ……現在有る職業紹介所も形式を脱して精神的に活動して貰いたいな。」

日中戦争が開始されて以降四〇年代初頭、本格的に展開されていった「満州国」における一種の国家社会主義的な経済建設、とくに生産

天皇帝国の構造―寄せ場からの照射

力拡充計画の進展に当たり、こういった武居の「労務管理」についての調査とその結論、⁷「嚴重に管理して労働を強要すれば、多少のロスはあるものの、やつてやれないことはない」は、大いに役立ったことであろう。同地において今なおあちらにもこちらにも発見される、鉄条網で囲んだ飯場の跡とか、労働を強要して死に追いやつた結果出来た万人坑などは、そのような植民地・満州における苛酷極まりない労働事情を物語つて余りある。

第一章 日本経済の中の寄せ場・日雇労働者

先に武居郷一は、「交通機関の設備、開拓事業、水力電気事業等が、維新以後今日に至る迄に發展したるに就ては、東京市其他の大都市を中心として労力供給事業による自由労働者の労力の供給が、非常に貢献をなして居るのである。」と指摘した。⁸この点に関する限り、たとえば糸園辰雄『日本の社外工制度』の、「臨時工そのものは横山源之助の指摘するように明治期にすでに存在していた」という通常行われている説と全く同じである。要するに、寄せ場・日雇労働者こそが、日本資本主義のインフラストラクチャー、つまり同経済發展の基盤たる前記諸事業を身をもって担い、しばしば文字通り人柱となることを強いられたつた天皇帝国の土台を成した、とすることが出来るのである。そのことを、以下鉄道建設を軸とした諸工事の実施状況を概観する

ことによつて、確認しておきたい。

周知のように、日本の鉄道は、「陸運営業取締規則」(八〇年一月制定)によつて広く一般に営業が許可されるようになったこと、⁽¹⁰⁾「従来の夫役制度を踏襲した官公庁の直営方式が逐次民間請負に切り換えられた」⁽¹¹⁾ことなどを主因として、一八八〇年代の初め頃以降「官線の延長と私設鉄道の勃興」が著しくなつた。⁽¹²⁾そして、この国の輸送は、九二年の鉄道敷設法公布をひとつのメルクマールとして、⁽¹³⁾それ以降「長距離鉄道輸送と補助的道路輸送(小運送)」という新しい体系に再編成され⁽¹⁴⁾て確立、第二次大戦以後のモータリゼーション興隆による崩壊まで、その鉄道優位の輸送体系は存続したのであつた。

この間の主要な鉄道工事は、初期は圧倒的に鹿島組による。その後、二〇世紀初頭から二〇年代後半に至る時期に、佐藤組(後に佐藤工業と改名)、森本組、間組、大林組、清水組、飛鳥組、西本組などが登場した。大成建設の前身である大倉土木も、急激な伸びを見せた。

軍事関連や植民地の各工事と人夫出し事業に重点をおいて主要なものを、二、三大独占資本に絞つて、以下に記す。

鹿島組⁽¹⁵⁾
一八九七・九—九九・九

縦貫鉄道の南部線・中部線工事(台湾総督府)

九八・五—一九〇〇・七	朝鮮、京城—仁川の内鉄道建設(漢江橋梁含む)(株京仁鉄道二三・四六万円)
九九・八—〇三・三	打狗—他里霧線路及び會文溪橋梁(台湾鉄道部二五・一四万円)
一九〇四・三—〇五・五	朝鮮 増若英江付近鉄道建設(株京釜鉄道三八・五万円)
〇四・九—〇五・五	朝鮮 竜山平壤付近鉄道建設(陸軍鉄道監理部六万円)
〇五・一—〇五・九	朝鮮 錦江橋梁(株京釜鉄道一八万円)
〇五・四—〇六・六	小海山地隧道開削(横須賀鎮守府七・七四万円)
〇六 — ?	中央線 東京—甲府鉄道工事(鉄道局五五・五万円)
〇五・四—〇七・三	旅順鎮守府管内諸工事(旅順鎮守府一六・五万円)
〇七・五—〇七・一〇	三重 参宮線工事(鉄道作業局一二万円)
〇七・六—〇七・二二	定州前後改良工事(朝鮮総督府鉄道監理部一〇万円)

一九〇七・九—〇九・二	滿鉄本線復旧工事(株)南滿州鉄道二 四・二万円)	二一・三一—二一・二二	利組合 一〇八・九九万円)
〇五・八一—〇九・三	濁水溪橋梁架設(台湾総督府鉄道部三 三・〇四万円)	二一・六一—二一・五五	南滿州各地における土木建築工事(株) 南滿州鉄道 七五万円)
一〇・七一—一一・六	嘉義—阿里山第五、六、一二工区線路新 設(同右 一二〇万円)	二二・五—二四・四	台東線玉里—里壠第一工区新設(台湾 総督府 一八〇万円)
〇九・八一—一一・八	安奉線 福金嶺隧道及び第一三工区線 路新設(株)滿鉄一三六・五万円)	二七・二—二八・二	草嶺隧道(台湾総督府 九九・二九三— 万円)
?	高尾—屏東鉄道建設(台湾総督府)	二七・一〇—二九・六	朝鮮、安寧貯水池及び取入堰堤第一工 区工事(安寧水利組合 七八万円)
一一・一〇—一一・五	台湾縦貫線、下淡水溪橋梁及び前後工 事(台湾総督府鉄道部七三・六九万円)	?	凶們線第一工区雜基魯—丸山鉄道新設 (朝鮮総督府鉄道局 一二八・八八五万 円)
一四・五一—一六・三	台東線 第五工区鉄道新設(台湾総督 府鉄道部一〇二・九六八四万円)	?	義州恵山鎮線、渭源—滿浦鎮改修(朝 鮮総督府内務局 五六・七万円)
?	安州滿浦鎮—渭源滿浦鎮道路工事(朝 鮮総督府 五七・七五万円)	?	麗水—光州第三工区土工其他新設(株) 南朝鮮鉄道 五八・八二万円)
一七・一一—一八・九	宜蘭線 鉄道工事(台湾総督府五七・ 二五万円)	仮に一九三〇年まで拾って見たが、このように、全部で三一件のう ち台湾關係が一一あった。實際植民地・台湾における工事、特に初期 の鉄道關係は、他の会社の請けはほとんど無く、鹿島の独り占めとい つても良いくらいの比率を占めていた。次に朝鮮については初期の鉄	
?	日月潭発電第三工区工事(株)台湾電力 六四・四三万円)		
二〇・一一—二一・七	朝鮮 水路掘削其他附属工事(同仁水		

道関係工事が目立ち、満州については安奉線、満鉄本線復旧工事など重要なものが注目を引く。いずれにせよ、資本主義経済を興し軍事侵略を敢行するに当たって、本国内において当時軸となる輸送手段であった鉄道の主要なものを建設し、それを台湾、朝鮮、満州と次々植民地へ輸出した鹿島組(現、鹿島建設)。それは、天皇制を冠とする植民地帝国、すなわち天皇帝国の根幹部を形作つた重要な勢力の一に他ならない。その際、寄せ場や労働下宿などから排出された臨時工・人夫——日本人ばかりではなくて、朝・台・満等々の人々——こそが、人柱としてその天皇帝国の土台に埋め込まれたのであった。

間組

- 一九〇四・七—〇五・六 朝鮮京釜線 新灘津—太田土工・橋梁 (株京釜鉄道 一八万円)
- 〇四・一一—〇五・一〇 同右 尾湖川橋梁六〇呎一二連架設 (同右 六・一万円)
- 〇四・一一—〇五・一〇 朝鮮第二錦江橋梁二〇〇呎四連・六〇呎四連架設 (同右 九・八万円)
- 〇七・三—〇七・六 朝鮮京釜線、太田—鳥致院水害復旧(朝鮮総督府鉄道管理局 一〇・三九万円)
- 〇七・九—一三・二 漢江人夫供給及び請負工事(朝鮮総督

〇九・九—一一・八

府鉄道局 四六・三二万円) ※
満州安奉線第八工区土工其他(株満鉄 九八・七万円)

〇九・七—一一・一一

朝鮮鴨緑江橋梁工事人夫供給(朝鮮総督府鉄道局 三三・六四万円) ※

〇九・一〇—一二・五

満州安東県停車場土工・橋梁其他(株満鉄 一三五・五万円)

〇九・一〇—一二・七

釜山宮繕山及び領事館山鑿平工事(朝鮮総督府鉄道局 六〇・六四万円)

一二・五—一四・七

京元線第一〇—一一工区土工・橋梁・隧道其他(同右 一一六・二三万円)

一五・九—一七・七

安州満浦鎮線 第一〇—二〇工区道路改修(朝鮮総督府土木局 五〇・七六万円)

一八・三—一九・一二

朝鮮京釜線沃川—太田線路改良(満鉄京城管理局 一一〇・八六万円)

二〇・九—二二・一二

南村塩田工区乙区築造(朝鮮総督府財務局 五四・四八万円)

二二・七—二四・一

朝鮮咸鏡線 第八工区退湖—三湖土工其他新設(満鉄 一二五・四五万円)

二二・四―二五・九

大取貯水池堰堤(朝鮮大正水利組合六

三・九九万円)

朝鮮

二三・四―二五・二二

板踰里貯水堰堤(株金剛山電気

二五・七―二七・九

鉄道 六二万円)

咸鏡線南部第一三・二二工区土工其他

新設(朝鮮總督府鉄道局 一八六・一三

万円)

二六・七―二八・一〇

朝鮮赴戦江第一発電所第一水路第三工

区豎坑及び横坑鉄管路新設(株朝鮮水

電 一三三・七九万円)

二八・一―二九・五

東海線北部第二工区悟溪―熊津土工其

他(朝鮮總督府鉄道局 七九・〇三万円)

二九・四―三〇・二一

赴戦江第二水路第二工区・第三水路第

一工区・第三工区水路土木工事(株朝鮮

水電 一三六・七五万円)

間組は、純粹な鉄道建設よりも、それに付随する土工や橋梁、道路

などの工事、後にはダムなど水力発電関係などが多かったようである。

※印をつけた人夫出しも、三〇年代半ばまでで、二件明記されている。

それだけに、この組の仕事は「ケタオチ」(労働条件が極端に悪いこと)

が多かったと考えられる。地域的には、一九三〇年までのところ庄倒

天皇帝国の構造―寄せ場からの照射

的に朝鮮関係で、計二一件のうち一八あり、わずかに二つだけが満州

―それも朝鮮に地理的に近い所にある―の工事であった。使用労

働力については、時代が下がるが満州拉浜線松花江鉄橋工事の場合、

「鳶は京城の漢江の対岸鷺梁津出身のいわゆる韓鳶が主体であった。」

とか「内地からの多数の鳶・大工・土工・潜函夫を使った」と言われ

ている。土工、人夫などは中国人を使った節も見られ、ハルピン側の

取り付け土工の監督をしていた社員がゲリラに拉致されるという事件

も起こっている¹⁶⁾。

大倉土木(後の大成建設)

一九一三・四―一六・二二

中国江西省 南潯鐵路九江停車場及び

橋梁・軌道工事(南潯鐵路公司 一四

四・一萬元)

一九・六―?

宜蘭濁水溪水力発電工事(台灣總督府

一九・六―?

一〇二・八二万円)

一九・六―?

宜蘭線 第四工区及び三貂嶺隧道(台

二二・七―二三・七

灣總督府 一一七・三三二万円)

朝鮮京南鉄道第三期線 礼山―広川土

木其他新設(満鉄京城鉄道局 七五・八

八万円)

一一・三―二九・一一 台湾、嘉南大圳組合烏山嶺隧道（嘉南

大圳組合 四二四・〇二万円）

二五・七―二七・九 咸鏡線北部第一〇、一一工区土工其他

新設（朝鮮総督府鉄道局 一五九・七三万円）

二五・八―二七・一一 上野―雷門（浅草）地下鉄工事（株東京

地下鉄道 延長二キロ 三〇八・五万円）

二五・九―二七・一一 樺太鉄道線 落合―敷香第二―四工区

土工並びに東白浦他九駅停車場本屋その他新設（株樺太鉄道 三三八・三七万円）

二六・五―二七・六 満州 亮甲店―城子瞳第二工区土工橋

梁工事（金福鉄道公司 七〇・九三万円）

二八・二―三〇・五 朝鮮 平安水利組合平野部工事（平安

水利組合 八四・二二万円）

金子文夫の研究によれば、大倉土木は、一九〇五年以降管口、奉天、大連に出張所を設け、「満鉄工事をはじめとする満州の主要土木建築工事を請負い、満州屈指の建築業者へと成長」した。ある資料では、「名声」と「請負金高」で「同地斯界の権威」とされた。事実、一九一三

（三〇年までの主要工事（請負金額一〇万円以上）五二件・計一四一〇万円のうち、満鉄が三九件・計一〇三七万円で、ほぼ四分の三を占めていた、という¹⁷⁾。ただし、日露戦争勝利直後からの進出という金子の論調はややミスリーディングで、先にみたように、直後は満鉄本線復旧工事などを手掛けた鹿島組のいち早い乗り込みが目ざされるところである。ところで、ここで用いた資料では一九一〇年代からの受注が目立ち、中では水力発電関係の諸土木工事が少なくなかったように思われる。また、大倉の場合、請負った金額の大きいことも特徴的と言えよう。ここではとりあえず三〇年までの主要一〇件を拾っておいた。なお、上野―浅草間地下鉄工事は、在日朝鮮人労働者多数が働き、多くの犠牲の生じたことで広く知られている。

ところで前掲の糸園は、引用箇所を引き続き次のように言っている。「臨時工が問題として社会的にとり上げられ、法的にも争われるようになったのは、昭和恐慌後の、中国への戦争開始期の軍需インフレの折であった。長い不況停滞の後の軍需品の急速な需要増に対して、軍需工業は臨時工を急増させて対応した。臨時工の雇用条件の不安定さがさまざまな矛盾を生み、臨時工問題として意識されるにいたった。¹⁸⁾」確かに、いわゆる臨時工問題が社会問題となり法的論争の的となったのは、三〇年代半ば以降かも知れない。また、同時期における戦時

体制の進行のなかで問題はより深刻化したことも、事実であろう。

しかしながら実態としては、広義の臨時ないし非本工労働者が日本資本主義創立以来同経済総体の中に確たる位置を占め重要な役割を果たしていたことは、疑うことが出来ない。その一端を、一九世紀末から二〇年代につき今垣間見た所である。では、インフラストラクチュアーにおける基軸という以外、彼ら非本工―日雇労働者層は、二〇―三〇年代、日本経済の中でどういった役割を果たしたであろうか。

再び先の武居郷一によれば、日雇労働者の就労先は職種としては「官公署、会社、工場等の臨時雑役、手伝いを主とし、一般家庭の大掃除、移転等より建築工事に於ける大工、左官等の手伝いに至る迄」が含まれていた、という。注目すべきことに、一九三三年現在の日雇労働者約二〇一万名（正確には二、〇〇八、五三八名）は、「工場、鉱山或は交通運輸等の労働者総数四、八八一、九五九名」に対して、その「比率は四一％に及んで居る」とされていた¹⁹。すなわち、カヴァーする職種領域も非常に広く、また数的にも本工労働者に追いつきそうなほどであった訳である。労働内容も、竹居の表現は一見「些末で重要でない」と示唆しているようだが、実はそうではなくて(1)不可欠な、しばしば底辺の重労働であるか、(2)または本工と全く変わらない仕事をより劣悪な条件下でやっているか、であった。非本工労働者を雇用している会社・企業も、巨大ないし大規模のものが多かった。

天皇帝国の構造―寄せ場からの照射

内務省社会局が各地方部局に通牒を發して調べたところによれば、一九三四年一二月末現在、いわゆる臨時労働者の実情は次のようであった²⁰。

百人以上使用の工場（官設を除く）は、二五〇〇余工場（ただし三年一〇月末現在）で、そのうち臨時職工及び人夫名義の職工を使用しているのが七五四工場であった。これは工場数で約三〇％に当り、絶対数は八〇、〇八七人であった。

これを業種別にしたのが左表である。

業 種 別	絶 対 数	相 対 数
機械器具工場	四八、四八三人	二四・六％
特別工場（電気業、ガス業、金属精錬業等）	一一、七三〇人	三三％
化学工場	一一、三〇三人	一一％
染織工場	四、二八一人	三・三％
飲食物工場	一、九〇九人	〇・一％
雑工場	一、三八一人	〇・一％

つぎに「臨時職工百人以上ヲ使用スル工場」計一五二に関して、臨時工が千名以上の工場と、常用よりも臨時工の多い工場とに分けて示すと、次のようになる。

一、臨時職工が千名を越える工場

	A 常備職工	B 臨時職工	B/A
1、東京ガス電気工業株式会社大森工場	一五四七名	一三五〇名	〇・八七倍
2、株式会社大阪機械工作所	四二七	一一三一	二・六五
3、汽車製造株式会社(大阪)	八四三	一三八二	一・六四
4、株式会社芝浦製作所(神奈川)	二七九九	一〇八九	〇・三九
5、株式会社川崎造船所(兵庫)	四六〇五	二七八〇	〇・六〇
6、三菱重工業株式会社長崎造船所(長崎)	七二九〇	一三〇一	〇・一八
7、株式会社日立製作所日立工場(茨城)	四二〇三	三一九六	〇・七六
8、日本車輛製造株式会社(愛知)	一三六九	一四二〇	一・〇四
9、三菱重工業株式会社「会社」名古屋工場	四八九六	一二三八	〇・二五
10、株式会社日本製鋼所広島工場(広島)	六一五	一六四〇	二・六七
11、日本製鉄株式会社八幡製鉄所(福岡)	一六六六一	一二七六	〇・六八

二、常備工より臨時工の数の多い工場

1、明治製糖株式会社清水工場(北海道)	四八名	二一五名	四・四八倍
2、北海道製糖株式会社帯広工場(同)	四〇	一六九	四・二三

3、北日本水産株式会社豊浦工場(同)

4、田中缶詰工場(同)	一	四一	一〇九	二・六六
5、昭和電気株式会社(東京)	一二六	一一〇	一一〇	?
6、汽車製造株式会社東京支店	二九二	一一三	一五〇	一・一九
7、後藤車体製造株式会社(東京)	一一三	一一三	三九九	一・三七
8、日本冷蔵株式会社(大阪)	二一五	一一五	一一五	一・〇二
9、木津川船渠株式会社(同)	五四	八〇	二五〇	一・一六
10、合同油脂株式会社(同)	八〇	一七九	一五〇	二・七八
11、梅鉢鉄工所(同)	一七九	九四	一五六	一・九五
12、金子増燿(同)	九四	四一	二三五	一・三一
13、昭和鋼管株式会社(神奈川)	四一一	二〇二	一七八	一・八九
14、東京中山薄鉄板株式会社(同)	二〇二	一〇一	五〇一	一・二二
15、川崎窯業株式会社(同)	一〇一	二九六	二六七	一・三三
16、株式会社日本ピストン製造所(兵庫)	二九六	六一	一九二	一・九
17、東京ロール株式会社尼崎工場(同)	六一	六三	三二九	一・一一
18、大日本電線株式会社(同)	六三	六六八	一六九	二・七七
19、住友伸銅鋼管株式会社(同)	六六八	一九〇	一一二	一・七八
20、日本石綿盤製造株式会社(同)	一九〇	一〇八	八四七	一・二七
21、株式会社新潟鉄工所新潟工場(新潟)	一〇八	二八三	二二四	一・一八
22、大同電気製鋼所築地工場(愛知)	二八三	七二三	三六三	三・三六
23、日本楽器株式会社(静岡)	七二三	二九六	七四〇	一・〇五
24、品川白煉瓦株式会社岡山第一	七二三	一〇二	一〇二	一・〇二

工場	二二五	二四四	一・〇八
工場	一七六	二〇〇	一・一四

一と二を合わせると三六工場となる。職工百人以上を使う大工場の約二四%、四分の一弱が、臨時工を千名以上あるいは本工よりも多数使っていた訳である。それらの会社は重化学関係が一番多く、中には日本経済の基幹を成すそれ、たとえば日鉄八幡、日本製鋼、三菱や日立などの財閥その他が含まれていた。三井、三菱、住友などの鉱山経営が、飯場Ⅱ納屋制度下の在日朝鮮人を含む寄せ場・日雇労働者によって担われていたことは、改めて強調するまでもないであろう。

こうしてみれば、日本の資本主義的帝国主義にとって、「非本工労働者」、取りも直さず寄せ場・日雇労働者の存在は、けだし必須不可欠のものであったと言わなければならぬ。言い換えれば、寄せ場と日雇労働者は近代資本主義経済様式を採った「天皇帝国」の構造的な一部、それも土台を成す部分に組み込まれていたのであった。

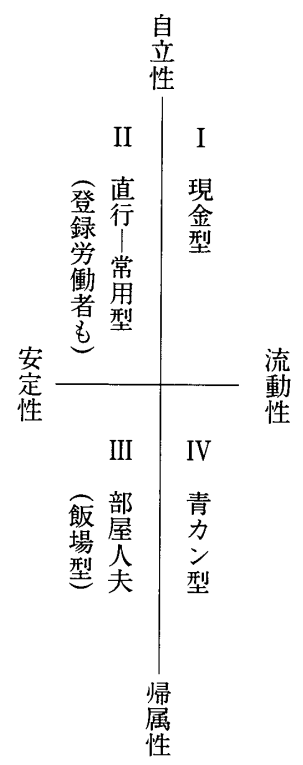
第二章 日雇労働の質と親方制度

「天皇帝国」という肥大化したリヴァイアサンを、その土台において身をもって支えていた寄せ場の労働者たちであるが故にこそ、底辺・下層の部位社会の中で流動し続け、経済的効率性から抜け落ちんとす

天皇帝国の構造―寄せ場からの照射

る絶えざる衝動に突き動かされていた日雇労働者たち。そして、日常において無告を強いられ、どの様な人・勢力によっても正当に代表されなかつたために、個的であれ集団であれ、ひとたび起ち上げれば、世を逆しまにせんばかり暴力的に自己を表現した人々……。

そういった寄せ場・日雇労働者の在り方―意識は、概念的には、どういうふう理解することが出来るだろうか。長い間釜ヶ崎を中心に寄せ場の調査を行い考えを深めている、社会学畑の青木秀男の諸論文をも参考とすれば、⁽²²⁾一般に日雇労働(者)の在り方について次のような図式が考えられるかもしれない。



自立―帰属、流動―安定の二つの軸は、全ての寄せ場・日雇労働者にそれぞれ何割あるいは何パーセントか当然存在したことを前提とした上で、いちおうの類型化を試みた。もちろんこれは図式化であるから、個別などにおいて当てはまらない場合もあるだろう。今は大勢を指摘したかったのである。そしてまた重要なことは、これらI II III IV

の各型の間には、たやすく他へ転化する顕著な傾向性が見られたことである。つまり、毎朝ごく早く就労すべく寄せ場に立って、日々雇われ（日々失業し）ていくI型も、たとえば労働現場での事故、あるいはそれを引金とした病気などを原因として、実に容易に、たとえばIV型になって路上生活を余儀なくされる（青カンという）といったことは、日常茶飯事である。また、I型が年齢などに押されてII型になることはさらに多く、何か具体的なきっかけにIII型の飯場入りへということも少なくない。普通には想像できないかもしれないが、IV型からIとかIII型に移る場合も、多い。⁽²³⁾以上要するに、型というものを決して固定的に捉えてはいけなかった上での類型化であることを、再度確認しておきたい。

ところで、(表面的には個人的な)こうした理由・原因とはまた別に、これらの諸類型と社会経済的あるいは政治的な背景状況との間には、傾向性として、おおよそ一定のつながりが存在している。まず好況局面においては、一部直行組なども引つ張る形で、主としてI型の大きな伸びが見られる反面、好況に便乗したドヤ代の値上げ（個室化など内容面での若干の変化を伴いつつ）などを主因として、かえってIV型青カン者の増加を見ることが少なくない（最近の釜ヶ崎を見よ⁽²⁴⁾）。次に不況局面においては、I型の減少とII、III型の明確な増加、野宿期間が長期化し疲弊する多数のIV型の出現、といった傾向がみら

れる。また、社会体制の保守―右傾化情勢の中では、アパートを借りたり、ドヤの個室に入ってホカ弁や少々の酒、コーヒーとかを一人嗜む、といったタイプが増えるようである。寄せ場・日雇労働者の高年齢化傾向とも、それは無縁ではないであろう。大勢としては、II型、特に常用化への傾斜が表面化する、と見ていいのではなからうか。

以上は、非常に大ざっぱな流れというレベルにとどまるもので、あくまでも、論を立てていく上での一つのめどとして位置づけたい。

それでは、いったいこの天皇帝国の権力―支配層は、そのような彼らとどういうふうに向き合おうとしていたのだろうか。

結局、権力層の考えたことは、日雇労働者層を一方で「打ち棄てておく」とともに、他方これを少しでも「管理しよう」というものでしかなかつた。棄民と管理、飴と鞭……ここでもまた相も変わらぬ支配の鉄則が貫かれたのである。

権力による支配一般の原則を三〇年代日本在住底辺層に当てはめるに際して、彼らは端的に露骨であり、しばしばむき出しの暴力行使を随伴した。従って、寄せ場と日雇労働者に対する権力―資本の対処の仕方を見ることによって、我々は「天皇帝国」の「普通の人々」に対する対応の仕方一般―すなわち支配の在り方の真実の核を認識することができ（支配の多面的様式については、より広範な階層についての実例研究が必要とされるかもしれない）。

棄民方針は、当時も（今も）底辺下層に対しては、きわめて厳格に適用された。要するに、労働者が怪我をし、病み、野垂れ死んで行くのを特に何等の手を打つこともなく、それどころか時に関係予算を削減したりしつつ、放置したのであった（行政の用語で「行旅病死」という⁽²⁵⁾）。

他方、寄せ場・日雇労働者に対する権力Ⅱ資本の管理的対応は、大まかな歴史的潮流として見れば、①囚人労働、②監獄部屋・労働下宿、③工場法などいわゆる社会政策的諸法規、④紹介所登録と寄せ場―アブレによる締め付け、⑤労務報国会を通じた国家の直接的統制、というふうに移っていったと概括できるであろう。その際、ほぼ一貫して労働者に直接当りその把握に努めたのが、親方ないし納屋頭であった。もちろん、この親方制度の実質的な機能、比重、あるいはそれが採った形態などは時代と対労働者力関係の相違に従い異なりはしたが、基本的な所では不変であったとして大過無いと考える⁽²⁶⁾。すなわち、その大要は次のようなものであった。

① 一九世紀後半日本国家は、近代化―資本主義化を一気に成し遂げるため、急速莫大な労働力の調達―動員を必要とした。しかし、本源的蓄積がまだ不充分であったため従来からの窮乏層、解体農民、没落士族・職人層などの賃労働では決定的に不足であった。そこで、一八九〇年代以降北海道「開拓」を初め各地の開墾、土木（鉄道、道路な

ど）、採鉱（炭坑、鉱山）、造船、港湾、運輸・運搬、雑役、また兵器・機械製造などにおける重労働に、囚人（主として既決囚）が駆り立てられたのである。そうした犠牲と下積みの上に、明治政府並びに政商―財閥―産業資本が、肥え太った⁽²⁷⁾。

② (i) その後を引き継いだのが、監獄部屋である⁽²⁸⁾。要するに、主として北海道、樺太、東北地方（栃木、福島など）、また一部北陸地方（長野、新潟などを含む）や九州地方などにおけるきわめて交通不便な場所に設けられた、人身の自由を奪った上で重労働をさせる、土工部屋である（行政は「地方人夫部屋」と呼んだりした）。そこでは、ごく劣悪な労働条件と生活状態、封建臭を帯びた厳格な家父長制的階級秩序、そしてむき出しの暴力（リンチによる死を含む残虐なものが多い）……の支配しているのが常であった。募集の仕方そのものがいれば誘拐と囚人護送であると言えるほど、労働者は至るところあらゆる場面で厳重な監視を受け、しかも最終的に賃金を受け取れないことさえしばしばあった。

ここで「封建臭」としたのは、厳格な上下関係の中に、「一宿一飯の恩義」に対して労働力を提供する、という一面が存在していたためである⁽²⁹⁾。ただし、かなり建前化し、また誘拐同様に連れてこられた人には通用せず、玄人とか本職土工にだけ適用されていたと見られるので、その点は割引いて評価しなければならないが。しかしながら、他面こ

れほど強引かつ高度の搾取もそれほど類が無いであろう。これら二側面の特徴を表示するために、とりあえず、日本における近代資本制のための原生的蓄積の特徴、としておきたい。

(ii) 労働下宿は、この監獄部屋の、拘禁性、封建臭、厳格な上下の階級関係、などのやや弱められた形態である。親方制度と合わせて説明して(30)いこう。

ここでは、まず前掲竹居の文を用いて三〇年代中葉におけるそれらの輪郭を確認する。

序章A②でも述べたように、親方制度における親方の役割は、まず第一に、労働者の募集。第二に、そうして集めた労働者を飯場や労働下宿など「親方の宿舎に起臥」させること(食事付きの場合と付きでない場合とがある)。第三に、作業の監督、であった。もう少し詳しく特徴を摘記すれば、概ね労働下宿の設備を持っている、常に五名以上八〇名内外の止宿者を抱え入会金、労働用具の保証費、寝具代・部屋代あるいは食事代などを徴収している、労働者の賃金は親方が直接集金し、「貯蓄の形式」で天引きする、などであった。その具体的様相は、次のように描かれている。

「彼等は……一般に何々組、何々商会、何々会と称し常に営利紹介業者を利用し或は飯屋、電柱、共同便所等に官公署人夫雑役大募集の貼紙を為し、公益職業紹介所に対しては個人名義を以て此等の求人申込

を為す等不断の努力を費すものにして……需要先は官公署、会社、工場等の臨時雑役、手伝いを主とし一般家庭の大掃除、移転等より建築工事に於ける大工、左官等の手伝いに至る迄を含む、一般に玄関構へ厳しく電話を備へ労働者よりは大将と呼ばれて長火鉢の彼方に襦袍を着し、大巾の座蒲団の上に親分然と納まる」。

しかし、親方の賃金ピンはね頭刎ねは、そのように個別的なものにとどまらなかった。序章のA②で詳しくみたとように、住み込みの労働者を抱えているというのに、仕事の無いときは知らん振り「親方は何等の義務を負は」ない。労働者はアブレる(失業)。または、少ない仕事口を同業者の間でたらい回しにし、その度毎に頭を刎ねて「其出面(賃金)を数次に亘りて殆ど賃金の体裁を為さざる迄に削」ったその賃金で、労働者は万やむを得ず働く。つまり、最悪の二者択一を迫られるのである。

そのようにして赴いた労働現場は、ではどのようなものであったか。「之等の人夫が愈々作業現場へ行った場合如何に監督されるか、監督の段階が何うなつて居るか、一例を図解すれば、

元締―親方―棒頭―小廻―土工
といふ様になつて居る」(31)

監獄部屋の原生的蓄積法は、その後産業資本期以降、労働下宿と親方制度の中で受け継がれていった。すなわち、厳格性や程度は弱まっ

たものの、高度に抑圧的手段・方法を駆使して収益率の極度の向上を図るといふその基本は、明確に継受されたのである。こういったやり方は、一般に後発資本主義経済にしばしば随伴されるものであろう。そういった意味では、これらは「後発国的近代性」を帯びていた、と言つてもよいと考える。

この①②の時期において労働者は、安定性と帰属性の中で、漫然まどろみ続けていた訳ではなかつた。監獄部屋^{II}地方人夫部屋行き自体、寄せ場と登録を通じた国家と資本による管理(後述)から逃れ流動した結果であり、それなりの抵抗という要素もあつたのである。自立と解放を求めた労働者個々の、あるいは組織的な闘いは凄惨に暴力的で、しばしば悲惨な結末に終わったものの、その間一貫して続いていた(が、大勢または主流とはならなかつた)。

③ 二〇世紀初頭から第一次大戦を経て二〇年代へと至る時期、先駆的かつ凄絶な個々の労働者の闘争に下から突き上げられ押し上げられる形をもつて、ようやく社会政策が論じられ、社会事業がしだいに実施に移されていった。政府による各種の施設・制度・法規の類も、少しずつ(本当に少しずつだつたが)設けられていった。すなわち、それまでの囚人労働や監獄部屋といった形での、あるいは婦人や少年児童に対する、余りにも無法不法な労働者虐待、さらには労働災害の多発、劣悪極まりない生活・衛生環境等々を少なくとも是正しなければ

ならない。それを實現することによつてこそ、より効率的に、一層長期にわたつて労働者を搾取し、そこから価値と富を抽出することが出来る——そういったいわゆる社会改革ないし社会政策論の潮流が次第に力を増したのである。

こうして、監獄部屋への非難・批判が高まり、一部から改善の動きも起こり、官憲による取締りも実効を持つようになった。そうした結果、「往事に比し積極より消極へと漸次其の形態を變じ、而かも漸減しつつありたる監獄部屋」という一検事の評價が生まれるまでに、いったんはなつたのである。

その後情勢の推移の中で労働下宿の類もまた、非常にゆつくりとではあるが減少方向に入つて行つたと見られる。

④ 監獄部屋と労働下宿の漸次的かつ緩慢な減少傾向とちよつど正反對に、日雇労働力の自由な需給調節機構としての「寄せ場」の持つ意味が、より重要なものとして浮かび上がつていった。

封建臭を帯びた労働下宿に日雇労働力を充分に抱え込んでいる限り、その強制的需給調節は容易であつた(さきの②(ii)を見よ)。だが今や、理由はどうであれ結果として部屋人夫の数は大きく割り込み、労働下宿のような在り方は一定程度以上その機能を低下させた。資本主義経済の生成発展に不可欠の臨時工、人夫、土工などを、ある時は数多く、ある時には数少なく調達し働かせる役割は、よりいつそう寄せ場のもの

のとなった。その場合労働調節機能の核となるのは、アブレ¹¹失業の脅威に他ならない。言うならば、資本主義的自由主義原則の日雇労働者への適用である。

ただし、そこで相対的により大きな力を發揮するようになるもう一つの勢力が手配師、ボーシンであり、結局ヤクザである。従来の親方とその制度は、機能の分化・分散などを含めた同制度の手直し—繕いでもって、生き延びて行ったであろう。

日雇労働者に対する寄せ場を通じた間接的コントロールに対し、国家権力直接の管理統制志向を表すものが、職業紹介法の制定（一九二一年四月公布、法律第五五号）と、その後各地に開設された職業紹介所による日雇労働者登録であった。

東京市の場合、失業調査などをも参考にして、同市を中心として働く日雇労働者の総数を四七、〇五三名。そのうち登録労働者は一五、六六九名、三三・三％であるとし、労働紹介所を中心として労働する日雇労働者の数を約八、〇〇〇名と推定した³²。登録はしていても、全部で半数近くが、現金型¹¹立ちん坊だったり、友人縁故経由とか、直行、さらには常用型であったということになる。この面からしても、寄せ場の意味がこの時期高まったことは明かである。

他方、市内在住の労働者総数は三七、三九八名（あとは市外居住者）で、うち配偶者無しが四三％で一六、四一五名。その大部分に当たる

一四、三四四名は、まず第一に「社会事業施設に依る簡易宿泊所」二九カ所に二、八九〇名、「次で便利な木賃宿」市内九カ所・三三七戸などに六、八八四名、「然し未だ人夫部屋に居るのも少なくとも」市内一六八部屋などに計四、五七〇名、居住しているとした。前二者が寄せ場労働者で九、七七四名、全体の六八％に当たる。したがって、一九二八年当時人夫部屋にいた労働者が約三三％となり、後者のかなり少ないことがいちおう数字的に分かるであろう³³。

なお、一般的にはより親方との関係の深い大工、左官、石工、土工、鳶、鳶手伝い、それに雑役で「労働手帳」を持っていない部分についての一九三三年の調査によれば、親方に従属したことの無い者が一〇、五二一名・約五〇％であった。現に親方を有する者八、八九九名・約四〇％、現に親方を有しないがかつて親方に従属した者一、八三三名・約九％の双方をはるかに越していた。ただし、この場合は借家住まいが調査対象二一、二五三名の過半数を占め五五％に達しているの、常用—直行型の比重が高いかもしれないが、基本的には寄せ場の位置の浮上と見ることができであろう³⁴。

こういったなかで注目すべきは、業者¹¹発注元と日雇労働者との間に介在していた親方の役割と機能における類型的相違である。

第一に、「備上方法」つまり雇用関係上の違いにより、少なくとも次のような三種の親方があった。

a、人夫供給のみの請負（「人夫出し」とも呼ぶ）――人夫

b、親方Ⅱ工事の下請け↓労働下宿または飯場↓作業監督――人夫

c、官庁ないし民間の発注元↓労働力に関する元請け↓会社の労務係たる親方↓公認部屋↓下部屋――人夫（部屋人夫、寄せ場労働者）

すなわちまず、「親方が工事の下請負をなし自己の支配下に属して居る人夫を自己の手にて使役する場合」（b）と、「単に人夫の供給のみを請負ふ場合」（a）とがある⁽³⁵⁾。前者の場合は、作業能率向上のため「体力の優秀なる者」に重点をおいて集める傾向があるのに対し、後者においては、何でもいい頭数だけの確保、極端な場合には「幽霊人夫」と呼ばれる水増しさえ行うことが多いとされている。

なお、このbの場合、部屋Ⅱ労働下宿に階層性があった。「Ⅰ工事請負業者の下手人の下に若干の部屋があり、その各部屋に又親方なるものがあって、之が部屋全体の責任及び権能を有」する⁽³⁶⁾。cの公認部屋↓下部屋はその一例である。次に、親方は、元来会社の外にある一個の業者なのだが、関係の変化の中で会社のいわば労務係になってしまいう例が、すでにこの三〇年代初めに存した点は注目に値する。前掲の竹居が、次のように言っている。「この部屋制度の中には公認部屋と下部屋との二種がある、前者の頭は主として官庁の直営工事に使役する供給人夫の親方を意味するものであって、この中には純然たる中間搾取階級的な存在もあるが、官庁の常備であって高級の日給を貰ひ受け

供給人夫に対する一種の労働管理の任に当たって居る者もある。後者は公認部屋を補足するための役割を演ずるものと解すべく、前者と後者とは親方兒分の関係にある。」

この、会社の労務係化した親方の登場はいつ頃からであったろうか。先行する散発的諸例はあったとしても、ここでは三〇年代半ば以降の戦時体制進展―日雇労働者・臨時工需要の急増という情勢のなかで、親方が二分化し、一方で会社員化、他方で部屋の孫請化ないし（地方の）監獄部屋経営、というふうになっていったのではなからうか。後者に関し資料に次のようにある。「往時に比し積極より消極へと漸次其の形態を変じ、而かも漸減しつつありたる監獄部屋は、今時の日支事変に際会するや台頭し土工夫の応召、殷賑産業への転出などに基因する労力供給の著しき減少、労力資源の払底に拍車付けられて本夏以降監獄部屋の再現激増を招来し」た、と⁽³⁷⁾。これを今までしてきた論証とつき合わせて考えるならば、そのような仮説が浮かび上がって来るのである。

ただし、それがa↓b↓cへという形での、より合理的なる類型に向かつての移行となったと断定できるかどうか。一部で主張されている、日雇労働者に対する労務管理の近代化方向なるものは、そもそもあったのかどうか、あったとしたらどの程度現実化したのかなどは、今後の究明を持つほかない。

主に寄せ場と紹介所登録とを通じ、副次的に労働下宿―飯場―監獄部屋を通じ、日雇労働者を支配し搾取し続けようとした資本と権力に対し、周知のように寄せ場・日雇労働者は、二〇年代以降三〇年代後半にかけて果敢な闘いを展開していった。帰属と安定を拒んで地方などへと流動漂泊し、あるいは青カン「浮浪」する個々の労働者の心身を賭けたいくつもの個人的な闘いを背景に、各職業紹介所における日雇労働者の自主的組織化、そして大衆運動が展開されていった。そうしたものを基礎として盛り上がっていた在日朝鮮労働総同盟ならびに日本労働組合全国協議会の運動。――全面戦争前夜における革命と反革命・転向の一面激しい対決、一面葛藤と交錯という混沌とした情勢は、こうした視点から改めて見直されなければならない⁽³⁸⁾。

註

- (1) この「天皇帝国」の概念については、清水知久『アメリカ帝国』（重訂書房）から、ヒントを得た。
- (2) 満鉄『労務時報』五六号（一九三四年）所収。
- (3) 定義に関する秋山斧助論文（『社会政策時報』一九三〇年四月号）、日傭座の長や町火消しの親方などの、日雇労働者⇨人夫請負業者への転化、「日本人の鯨鯨」に似た「満支人の卯子工」、中央職業紹介事務局の調査に基づく日雇労働者職種分類表など、検討と展開の仕方によっては面白いところであろう。
- (4) 前掲武居論文、同誌二二二―二三〇ページ。
- (5) 同三〇―四〇ページ。
- (6) この協会の掲げている「労働者紹介規定」なるものが、一九三〇年版

大阪地方職業紹介事務局編『阪神地方に於ける日傭労働紹介の現状と其の実務』に載っている。なお、土工殖民協会は、『土工殖民協会新聞』（おそらく月刊）を出していたようである。

- (7) 以上、生活状態関係は前掲誌五五―六三ページ。

(8) 武居論文、前掲誌一六ページ。引用箇所の前には、「日清日露役等に要した陸軍軍夫、西伯利亞、サガレン方面に於ける軍夫の供給等は、勞力供給事業の大なるもので」ある、という指摘がある。その後の歴史的経過なども併せて考えるならば、ざっと次のような、aからeという一連の関連系列を思い描くことが出来るかも知れない。

すなわち、a、明治維新以降におけるインフラストラクチャー整備への人柱的重労働（監獄労働、囚人労働を含む） b、一九世紀末―二〇世紀初頭（日清、日露からシベリア出兵時）、寄せ場から駆り集められ戦場へ投入された日雇労働者 c、一五年戦争下大量の軍属、軍夫、輜重輸卒などへの動員 d、強制連行で朝鮮人が軍夫・従軍慰安婦として戦場へ、また炭坑などで重労働強要へ e、「大東亜共栄圏」下のロームシャ（インドネシア・ジャワ人など）、捕虜に対する強制労働。

(9) 同書、ミネルヴァ書房一九七八年刊、四ページ。依拠の横山は『日本の下層社会』。いずれにおいても、我々のいう日雇労働者を意味していたことは、明らかである。この後徐々に説明して行くことになるが、戦前期、とくに明治時代においては、日雇労働者が大工場に雇用されること非常に多かった。最近事情とは、その点、大きく異なる。

(10) 山本弘文「陸上輸送」（古島敏雄・安藤良雄編『流通史II』第三編第一章。山川出版社一九七五年刊）三〇九ページ。

(11) 『日本土木建設業史年表』（土木工業協会・電力建設業協会一九六八年刊）七七ページ。

(12) 山本論文、前掲古島・安藤編書二一六―二八ページ。

(13) 青木栄一「資本主義社会の確立と交通の発達 序説」広岡治哉編『近

代日本交通史」(法政大学出版局一九八七年刊)第二章、四八ページ。

(14) 前掲山本論文、三二八ページ。

(15) 鹿島組は、次に掲げるものの他に一八八〇年代の東海道、山の手、中央各線を初めとした国内の地方各線を手がけているが、それらの名前をいちいち挙げるのは、煩雑になるので控えた。なお、以下の年表の上段は着工年月、下段は竣工年月である。

(16) 間組における使用労働力などについては、飯吉精一編著『戦時中の外土木工事へ日本土木建設業史・補遺』(日本土木工業協会・日本鉄道建設業協会一九七八年刊)二六、二八、二九、三三、三四ページなどによる。

(17) 金子文夫「満州における大倉財閥」(大倉財閥研究会編『大倉財閥の研究—大倉と大陸』近藤出版社一九八二年刊)第四章、三四一—二ページ。

なお、大倉は一九三九年九月に満州大倉土木を創立し、「満州産業開発五年計画」に伴う建設工事の急増に対処しようとした。そこでの「労務」調達・動員のために、先の竹居のような日本人日雇労働者についての総括は、非常に役に立ったであろう。同書四〇七、九—一二ページ参照。

(18) 前掲書四ページ。

(19) 武居論文、前掲誌四六、一三三ページ。

(20) 内務省社会局労働部『臨時職工及人夫に関する調査』(一九三五年三月一ページ)。

(21) とりあえず概観するだけで、紙面と資料が尽きた。この後余裕があったら、鹿島組による鉄道などの工事の実態、間組の人夫出し状況、大倉の地下鉄工事、日清戦争からシベリア出兵に至る軍夫、日鉄八幡、日鋼や各財閥など各会社における非本工労働者の詳しい実態、などを追究したい。

(22) たとえば、「『寄せ場』労働者をめぐる差別の構造—大阪釜ヶ崎地域を舞台として—」(日本社会学会編『社会学評論』一三二号、一九八三年三

月)、「簡易宿泊所街のサブカルチャー—大阪・釜ヶ崎地域を事例として—」(『広島修大論集』二四—一、人文編、一九八三年六月)など。青木は、そういった論の中で、寄せ場とその周辺の人々の階級ならびに階層区分を行い、それに伴う意識などの異同について鋭い見解を展開している。なお、これらに依りつつも全面的に書き直されている単行本、最新刊の『寄せ場労働者の生と死』(明石書店)も参照のこと。

(23) いずれも筆者の実際の観察に基づく。IからIVへの転化は山谷の八〇年越年—越冬闘争時の医療班での目撃(Tさんの場合)。IVからIへの移行は今も付き合いのあるKさんのような場合で、彼は新宿で青カンをしてきたが、今では現金の仕事に出、時に飯場に入って借金の返済などを行っている、現役パリパリの労働者である。

(24) いわゆる関西新空港を当て込んだドヤの改新築ブーム、ドヤ代の値上げ、それを賄えない労働者部分の釜ヶ崎からの排出、天王寺・日本橋など周辺における青カン者の急増、同じく大正区などにおける飯場の増加；といった現象が顕著に見られる。とりあえず、牛草英晴「釜ヶ崎II労働者増加の実態とその構造」(日本寄せ場学会年報『寄せ場』I、現代書館一九八八年刊)、本間啓一郎「88年夏・釜ヶ崎野宿者調査報告」(同『年報』II、同八九年刊)を参照されたい。なお、ドヤの個室化は、部屋代の絶対額を上げたいというドヤ主の欲求に第一次的には基づくと思われるが、少なくとも結果的には日雇労働者の集団性の破壊—個別分断化に寄与している。直行型に特に多いアパート住まいの問題とともに、ここで注意を促しておきたい。

(25) 一八九八年三月二八日法律第九三号の「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」の規定である。同法の対象となるのは、「旅行中ないし行路中に死亡した者」で「引き取り者がどこにも全く存在しない場合、存否若くは所在が不明である場合又は存在するも何らかの理由で引き取ることができない場合である」。要するに、「旅行中の者、浮浪者など」がこれに当た

るのだ、と後掲書に明記されている。これらが、たとえば第一章Cで見
たような飯場帰りの土工や人夫、さまざま理由で路上生活をせざるを
得ない日雇労働者などを主として頭に置いていることは、疑いない。以
上の引用は、東京都民政局福祉部保護課編『行旅病人、行旅死亡人取扱
必携』（一九七二年刊）からである。すなわち、この法は一九六七年改正
を経て、今日なお実効性を持っているのである。

(26) この点、大方の労働問題研究者の通常の見解——「近代合理主義」的
労務管理方式への歴史的、漸時的移向——とはやや異なるが、それにつ
いてはいずれ改めて多少とも詳しく述べる機会があろう。

(27) これらについては、拙論「底辺下層労働者と日本帝国主義——一九二〇
年代を中心に」（京大新聞社編『口笛と軍歌』社会評論社一九八五年刊、
所収）で言及した。また、森喜一『日本労働者階級状態史』（二二書房一
九六一年刊）も参照のこと。

(28) 以下は特に記さない限り、東京市社会局『地方人夫部屋に関する調査』
（一九二三年）、検事・石田広『所謂監獄部屋の研究』（一九二八年執筆—
推定—）、検事・弓削小平『司法研究二八一—一七 北辺の労働と出稼ぎ関
係』（一九三九年）に依る。

(29) 前掲東京市『地方人夫部屋に関する調査』。
(30) 親方制度と労働下宿については、大まかながら前掲『口笛と軍靴』所
収拙論において述べた。一三一—一六、一五五—一七参照。

(31) 竹居論文、前掲誌四六—七ページ。
(32) 一九二五年までに設けられた日雇労働の斡旋を行う東京市設労働紹介
所は、次の通り。

- 東京市深川職業紹介所（労働） 深川区大住町
- 芝浦職業紹介所（労働） 芝区芝浦町一丁目一
- 江東橋職業紹介所（労働） 本所区入江町二四
- 玉姫町職業紹介所（労働） 浅草区玉姫町一二六

新宿職業紹介所（労働、普通） 四谷区花園町七八
技術労働職業紹介所（技術、労働） 小石川区小石川町一
それらにおける労働紹介人数（一日）

	最高（三月）	最低（二月）	平均
一九二五年	紹介 二三八二名 未紹介 五一五名	紹介 九六九名 未紹介 五三八名	紹介 一六四八名 未紹介 五一五名
一九二六年	同（三月） 五八七七 一二四	同（五月） 二三六四 三〇七	同 三三八三 四三九
一九二七年	同（同） 五六一三 三三七	同（七月） 二二九九 六六一	同 三〇〇七 四五九

一九二八年三月 失業救済土木事業の最高潮の時

紹介 八二〇四名
未紹介 一〇四名

(33) 以上、東京市役所『東京市及其付近に於ける日傭労働者に関する調査』
（一九二八年二月）二—五ページによる。

同二〇—二九ページ。東京市の経営になる富川町簡易宿泊所が有料で
人員一四二名、麴町区の黒龍会宿泊所が同じく市経営で有料二三五名、
本所区の相愛会簡易宿泊所が無料五九八名（深川支部合算）、東京府社会
事業協会経営・千住町所在の東京府千住簡易宿泊所が有料六二名、など。
木賃宿は、富川町に八三戸・一、九三一名、本所花町に七一戸・二、三
四二名、浅草町に六三戸・六九八名、など。主なる人夫部屋は、市内一
六八部屋・三、五三五名で、うち九一二名が朝鮮人である。愛宕、三田

各警察署管内が多かったようだ。

(34) 東京市社会局『土木建築労働者生活状態調査』（一九三三年七月）二、七ページ。

(35) 竹居前掲誌、四〇ページ。

(36) 前掲『地方人夫部屋に関する調査』一七ページ。

(37) 前掲『司法研究二八一—一七 北辺の労働と出稼ぎ関係』一六九—七〇ページ。

(38) 要するに、二〇年代中の、寄せ場を通じた日雇労働者の「自由な」需給調節は、三〇年代半ば以降の戦時体制の深刻化のなかでその動きを止め、国家権力の直接的指揮のもとに入る。かの労務報国会体制の中で、実はその実態はどのようなものであったか、さきに拙論「日本帝国主義と寄せ場——主として戦時体制期について——」（『クリティック』七号、一九八七年）で若干展開したので、そちらに譲る。

〔文理学部教授（日本史） 一九八六—八七年度個人研究員〕